

## 長崎県食品衛生月間実施要領

### 1 趣旨

食品衛生月間実施要領（国通知）に基づき、8月を食品衛生月間と定め、全県的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進する。

### 2 実施期間

8月1日から同月31日までの1か月間

### 3 実施目的

食品衛生月間実施要領（国通知）に基づく。

### 4 実施方法

#### （1）生活衛生課

公益社団法人長崎県食品衛生協会との連携を強化して、食品衛生月間の全県的な推進を図ることとし、次の方法により実施すること。

ア 報道機関等への情報及び資料の提供

イ 目的達成のために必要な広報活動の実施

#### （2）各保健所

各地区食品衛生協会との連携を密にし、保健所の実情に即した実施計画を作成し、次の方法により実施すること。

ア 報道機関への情報及び資料の提供

イ 目標達成のために必要な広報活動の実施

ウ 食品衛生監視員による監視及び指導の強化並びに食品衛生法規の遵守及び食品衛生思想の普及・啓発

エ 営業者及び消費者に対する食品取扱施設の見学会の実施

オ 営業者及び消費者に対する講習会の実施

カ 臨時食品衛生相談室の開設

キ 消費者等の参加による懇話会、意見交換会又は連絡協議会等の実施

ク その他

#### （3）公益社団法人長崎県食品衛生協会

衛生管理推進委員会を中心に、次の方法により実施すること。

ア ポスターの作成及び配布

- イ 夏期に多発する細菌性食中毒等の予防を目的とした、食品衛生指導員による食品等事業者への自主的な衛生管理に関する指導・相談の強化・充実及び食品衛生思想の普及
- ウ 食品等事業者等の参加による懇話会等の実施
- エ その他

#### 4 実施計画報告

各保健所は、別紙様式 1 により実施計画（行事予定等）を作成し、別途定める期日までに生活衛生課へ報告すること。

#### 5 実施結果報告

各保健所は、本月間終了後、別紙様式 2 により実施結果報告書を作成し、別途定める期日までに生活衛生課へ報告すること。

なお、保健所で作成した資料・リーフレット及び食品衛生に関する情報の掲載があった管内市町広報誌等についても 2 部送付すること。

食 品 衛 生 月 間 実 施 要 領  
(令和6年度)

1. 趣旨

食品は、国民の生命及び健康に密接な関わりを有し、その衛生の確保及び向上を図ることは、国民が健やかな日常生活を営む上で極めて重要である。

昨年の食中毒発生数については、患者数 11,803 人、事件数については 1,021 件、死者数は 4 人であった。（令和5年確定値）

特に夏期は、例年、カンピロバクター・ジェジュニ／コリ、腸管出血性大腸菌、ぶどう球菌といった細菌による食中毒が多く発生しており、大規模な食中毒事例もしばしば報告されている。

このような状況の中、国民が健康で安心できる食生活を送るためには、食品等事業者はもとより、国民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進並びに食品等事業者のコンプライアンスの徹底を通じた食の安全の確保を図ることが必要不可欠である。

このため、本年度においても、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進するものである。

2. 実施機関

(1) 主催

厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区

(2) 後援

文部科学省、農林水産省及び消費者庁に申請

(3) 協賛

公益社団法人日本食品衛生協会、一般財団法人日本公衆衛生協会、  
独立行政法人国民生活センターに申請

3. 実施期間

令和6年8月1日（木）から同月31日（土）までの1か月間

#### 4. 実施目的

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的とする。

#### 5. 実施方法

##### (1) 厚生労働省

地方公共団体その他関係団体との連携・強化を密にして、食品衛生月間の全国的な推進を図ることとし、次に掲げる事項を行う。

- ア 報道機関等への情報及び資料の提供
- イ 目的達成のために必要な広報活動の実施
- ウ 食品等事業者等が参加する懇話会への講師派遣等の実施

##### (2) 都道府県、保健所設置市及び特別区

都道府県、保健所設置市及び特別区は、関係団体等と連携・強化を密にして地域の実情に即した実施計画を作成し、次に掲げる事項を行う。

- ア 報道機関等への情報及び資料の提供
- イ 目的達成のために必要な広報活動の実施
- ウ 食品衛生監視員による監視及び指導の強化並びに食品衛生法規の遵守及び食品衛生思想の普及
- エ 営業者及び消費者に対する食品取扱施設の見学会の実施
- オ 営業者及び消費者に対する講習会の実施
- カ 臨時食品衛生相談室の開設
- キ 消費者等が参加する懇話会、意見交換会又は連絡協議会等の実施
- ク その他

##### (3) 公益社団法人日本食品衛生協会

- ア ポスターの作成及び配付
- イ 夏期に多発する細菌性食中毒等の予防を目的とした、食品衛生指導員による食品等事業者への自主的な衛生管理に関する指導・相談の強化・充実及び食品衛生思想の普及
- ウ 食品等事業者等が参加する懇話会等の実施
- エ その他